

となっています。そのため社保が行っております一般的健康診断もなく、自覚症状があらわれるまで医者にかからず病気をこじらせてしまうこともあります。

また、被保険者自身に健康対策をしてもという意味からも、被保険者を対象とした健康診断を行うことが大切ではないでしょうか。老人保健法の実施も目前と迫っている現状、これからの国保会計のあり方を根本から考え、対応していく時期に来ています。

市長は、この国民健康保険被保険者の健康診断について、どのように考えられているか、先の老人医療費無料化の、この市長の考へ方と合わせてお尋ねしたいと思えます。

三点目に、仮称八小用地としてある市有地の今後の活用についてお尋ねいたします。

仮称八小用地としてあります市有地は、地域住民の協力によりまして買収が進み、現在空地となっております。この市有地には、学校、公園予定地のため立ち入りを禁ずしという立て看板が現在立っております。

ます。

しかし、皆さん御承知のように、八小の建設はいまのところめどが立っていない状態です。学校を建てるのだからと買収に協力された市民の方たちの気持ちも考えると、このままの状態を続けることは大変よくないと、私は考えております。

また、付近住民の方たちは、八小建設のめどが立たないまま、この土地をどうするの、という声も聞かれます。

せめて市が、この土地を有効に活用し使用するまで住民に解放し、子供たちの遊び場や広場にしたい方が、その空地の状態よりよくなると思えます。市長は、この仮称八小予定地を、これからどのように使われるか質問をいたします。

以上三点にわたり、私の一般質問といたします。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君)

御質問にお答えいたします。老人医療費無料制度存続についてで

でございます。

老人保健法による老人医療費の一部負担は、従来の無料化が医療費を増大させているため財源対策として生まれたとの見方もありますが、私は単に財源問題というだけでなく、社会保障制度そのものを、行政と市民が役割り分担をしながら支えていくことに意義があるものと考えておりますものでございます。そして、市民自身も健康への自覚を強め、今後急速に進むことであろう高齢化社会への望ましい医療体制を確立していくことが必要であると思っております。

また、負担金額も無理のない範囲でありまして、私はこの問題については、老人保健法の趣旨を尊重してまいりたいと考えておるのでございます。なお、東京都は^(福)制度のあり方について、現在検討中のことでありますが、都の方針が明確になり次第、市として対応を考えてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険制度についてでございます。国民健康保険加入者の健康診断実施について。

福生市においては御存じのとおり、市民を対象として、すでに胃がん検診循環器検診等を実施し、また老人検診も年に一回、個人通知をして、医師会の御協力のもとに実施しているところでございます。これら事業につきましては、広報、市のお知らせで、十分なるPRを行っております。先般、御存じのとおり老人保健法も成立し、この新規事業の中に、市が行うべきヘルス事業が含まれておりますので、当面は、現在市が実施しております各種検診と保健所と積極的に活用していただき、特に国保の被保険者だけを対象とした健康診断の実施は考えておりません。

第八小学校の関係は、教育委員会の方から答弁させていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただまして、御答弁申し上げます。

この件につきましては、昨年十二月二十二日の全員協議会におきまして、関係議員さんからの御質問がございまして、「仮称第八小学校の用地は、当分の間、学校が建たないと。それではその土地をどのように利用するのか」というふうな御質問がございしましたが、仮称第八小学校の土地買収については、まだ

買収が全部済んでおりませんので、済みましたならば、利用方法について、内部でよく検討して、議会に御相談申し上げたい、というふうにお答え申し上げておりますが、そのように現在も考えております。

以上、お答え申し上げます。

○十一番（原 敏子君）

それでは自席から再質問をさせていただけます。

老人医療費の無料制度の問題ですが、市長は、いま、「老人保健法の趣旨を尊重したい」というふうな答弁をされましたが、この老人保健法が二月から実施されるわけですから、そういう中で福生市としまして「福生市民の命と暮らしを守る」という立場の市長にかれては、そういう立場におかれても、この老人保健法を尊重する、というふうにお聞きしてよろしいのか、どうか、それだけ一つ、まず最初に確認を取っておきたいと思っております。

それと、そういう前提の上に立つので、結果的には、九月下旬に開かれる都議会に通て、都の方針がはきうした時点で順次考えていきたい、というふうに都の関係では答えられたんだと思っておりますが、それでは私は思うんですけれども、市民の命と暮らしを守る、という市長という立場から考

えて、これは老人医療を有料化にした方が、そのような市長としての責務を果たせるといふふうにお考えなのでしょうか。都の方針がまだ明確にならないうから、い、ことが言われましてけれども、その市の市長の今後の方針、先ほどの老人保健法の問題でわかつたような気がしますが、もう一度この点を聞かせてください。

それと、国保の被保険者の健康診断の問題ですが、確かに老人検診や胃がん検診、子宮がん、レントゲン、そういう健康センターは、都の保健所と一体となって、いろんな検診を行っていることは十分承知しておりますし、それは私も、これまで再三要求して来たことです。

しかし、私が言ったにいてる本の中にも、これはもう、当然、御存じだと思っておりますけれども、「国民健康保険の保健施設について」という厚生省の通達があるんです。私は、この本を見まして、その中に書いてあるわけですから、昭和五十三年に厚生省の国民健康保険課長が、「保健施設について」という通知を各自治体に出して下さいます。その中の一つに、今後における保健施設事業については、被保険者として望まれる適正受診等

に關する教育指導の事業、被保險者として実施すべき健康管理の促進に關する事業、そしてこの被保險者に対する疾病予防、重症化防止に關する事業に重点をおいてこれを実施すべきであるといふような保健施設に對その定義づけがあるわけではす。

いま福生の国民健康保險の保健施設といふ、まるっきりないわけではなわけ、こゝろものは、やはり、海の家といふのが、言つてみれば旅館、旅行に行つたときの宿泊費の補助を出してゐるような程度にとどめられてゐるといふに思ふ。

とにかく、國保財政がこれだけ緊迫してゐる中で、どうしてもこの國保財政を根本から考えるときには、やはり病氣になる方たちが少なくて、そして高額医療にかかゝる人たちが少なければ、國保財政は安泰なわけではす。これは言ひまでもない、とて思ふのですけれども、さういふところから考えれば、この保健施設といふことは、この被保險者の方たちの予防医学が進めば進むほど、國保の保健施設としての役割が果たせるのではない、かといふふうに思ふわけではす。

さういふ観点から見ましたら、当然市民全体の成人病検診やレントゲンなど、検診は当然、当たり前な必要に決まつてゐますが、國保の關係として、さういふ被保險者に対する健康診斷をやること、私は、これからの國保財政にも、よりよい道になるのだといふふうに考えなければ、その点、それは必要なくて、いまのままいけば國保財政は、これから医療費がかさばらなくて健全になるといふふうにお考えなのかどうなのか。五十三年度の厚生省の國保課長のこの通知を、どのようにとらえられ、今後実施されていくのかを再度聞かせてください。

八小の問題についてなんですけれども、確かに十二月の全協で、私が記憶してゐる中では、この八小用地としては、当面八小は、いまのところ建てて見込みがないといふことを確かに聞きましたし、そしていま教育次長が答弁されましたように、全部買収が済んでないといふのも、確かにそのとおり事実だと思ふます。現在も全部買収は済んでないと思ふますが、買収が全部済んでないけれども、大方買収が済んでゐるのではないかと私は考えるわけではす。

しかも全協のときには、今後どうするのだ、といふよりなときに、教育

長が、付近住民の方たちに解放して使ってもらいたいというような答弁が、あたし私は記憶してゐるわけです。ところがもうかれこれ一年になつて、けですけれども、いまだに立て看板が立ち、草が生えてゐるまゝで、非常に買収する前の状態よりも悪いような状態が、いま生まれてゐるのが現状です。

市役所の職員の方たちが、いろいろ苦勞されてゐるのはよく存じておりますが、現実の問題はあのような状態になつてゐるというところで、取りあへず、買収が全部進まなくても、買収をした所を順次、住民に解放していくべきではないかというふうに思ひます。

それと同時に、もう一つ、八八が、いまのところめどが立たないというところなので、今後めどが立つまで一めどが立つまでという言ひ方はおかしいですけれども、この土地をどのように使用して、いこうというふうに考えられているのか、教育委員会ですとあれでしたら市長にお答えいただきたいんですが、すけれども、次の目的に使用するまでの期間、住民に解放しないかというところをお尋ねしてゐるわけなので、その二点にわたつて答えてください。

そして、いまの答弁で全部買収が済んでいないということですが、この全部買収が済むのはいつになるのか、その時点も聞かせてください。

○議長（末次性男君）

これより午後一時まで休憩いたします。

午後 零時 休憩

午後 一時 開議

○議長（末次性男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

○市長（田村匡雄君）

自席から、原議員さんの御質問にお答えいたします。

老人医療の無料化制度の関係で御質問をいただいたわけでございまして、けれども、老人保健法を尊重して、やはり国の法律でございしますので、先ほど申し上げたとおり、これを尊重して、いかにというふうに考えておりますので、よろしくごつ御理解をいただきたいと思います。

○福祉部長（須崎進君）

自席からお許しをいただきましてお答え申し上げます。

国民健康保険の保健施設について、五十三年の国民健康保険課長から

の通知で、保健施設を実施しろというふうな事のお話がございますが、これについて調べましたところ、五十三年度までは保健婦も国民健康保険の中で位置づけていたものでございます。その後、保健婦につきましては、一般市民を対象に移管をされたという事でございまして、しかしながら、なお保健施設事業等については、今後とも推進すべきである、というふうな通知でございます。

現在、こういうことからいたしましたして、現在の国保の財政の中では非常に財政上の問題といたしましたしても、現在のところ医療給付を主体としてやっていかなるを得ないであろうという事になつてしまつてございます。

こういうふうな事で、先ほど市長の方から申し上げました老人保健法の中でも、これは骨子でございまして、まだ詳細については政令、省令等が来てないわけでございますが、その中でも厚生省といたしましては、四十歳以上の保健事業といたしまして、健康保健手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等をやりますして、健康について、十分、四十歳代からヘルス事業をやっていくという事で、その中で厚生省の

考え方のものを持ち上げますと、「脳卒中、心臓病、がん等の成人病予防の早期発見を行い、健康について自覚と疾病の治療に結びつけ、在宅の寝たきり老人に機能訓練、訪問指導を行い、家庭で療養できる条件整備をしよう」ということで、これらについて計画的にやっていくというふうな事が、この老人保健法の中で言われてゐるわけでございます。

なお、健康診査につきましては、これは国の考え方の全国的なもののようにございますが、受診率を現在の二〇%から五〇%に引き上げようと。また、胃がん検診、子宮がん検診を、現在の八%から三〇%に引き上げるような計画がされて、老人保健法に基づいて、こういうものを実施していくというふうな考え方が出されてゐるところでございます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお答え申し上げます。

先ほどの二つの御質問でございますが、買収した所だけでも付近住民に解放したか、それから今後めどが立つまでどんなふうに考えてゐるか、というふうな御質問でございますが、これにつきましても、先ほど御答弁申し上げたとお

り、よく検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

なお、原議員さんの御質問の中に、昨年の十二月の全協におきまして、教育長から付近住民に解放するというふうな御記憶があるというふうな御質問がございましたが、議事録等におきまして、そのような発言はなかったんじゃないかと、いうふうに思いますが御記憶違ひではないかというふうに考えます。

以上、お答え申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君） 買収のめどにつきましての御質問にお答え申し上げます。

先般も同様の趣旨で御質問を、議会の皆様からいたしていただいておりますのでございませう。その時点では、私も土地所有者の方とはじいこんでございまして、個人的に会った感触では非常に明るく見通しで、早急に買収できると、いうような意味で、確信じみた御回答を申し上げておりましたことを記憶しておられるわけではございませうけれども、実際問題としてなかなか手こずっております。いつかというところでございまして、買収できませんというところで

最後の詰めに入っております。

いずれにしても、そうそう私も待てないというふうな実情でございませう。鋭意そのような努力を重ねていきたいと思っております。それにしろ明確にいつというふうな御答弁を申し上げられなくて申しわけなんですけれども、そう、うんと早くお願いいたします。

○十一番（原敏子君） それでは順番を追って、老人医療費の無料制度の問題ですけれども、老人保健法の問題では、確かに国の法律にからず、うんと早くになると思いますが、それでは、都の鈴木都知事が九月都議会を迎えるに当たって、東京都も国と同じような形で有料化にしていただきたいというふうな報道がされているわけですが、これにつきまして、いまのような鈴木都知事の姿勢ですと、国と同じような六十五歳から六十九歳もそう、うんと早いものになつていくのではないかと、うんと心配もされるわけですが、では福生市の田村市長としては、この老人医療費無料の制度につきまして、今後都や国がどうであろうとも、うんと早くにしていただきたいというふうな抱負をお持ちでしょうか。それを聞かせてください。

先ほど登壇して私が発言しましたように、老人医療費無料化というの
は、やはり若いころから本当に苦勞して働いて、これにお年寄りが、これからも
健康で長生きしたい、という趣旨のもとに、東京都は「国よりも三年も前か
ら、本当に都民の願いで東京都の無料化制度が始まったわけです。それに
対しましては、福生市民はもとより、東京都民は本当に安心してお医者
さんにかかれるような制度だったわけですけれども、これから、ためになろう
として、また、福生市民の命と暮らして預かる市長としては、今後東京
都に對してどういふふうな働きかけをされていくのか、また、東京都が、いまのこ
う、鈴木都知事が方針を出されていることに對しまして、どういふふうにお
考えになつて、いられるか、それを聞かせてください。

それから国保の被保険者の健康診断の、となんですけれども、国保の財政が厳しいから無理だ」といふうちに、いま答弁をお聞きしたわけですから、国保の財政が厳しいからすべからずなのか、と私は考えるわけです。というのは、これは、これまでも、福生の国保の保健施設の問題なんかもいろいろ討議されました。福生市でいろんな旅館のそういう契約なんかをしていまして、なかなか

これが被保険者に利用されていらない、という実態が、これまで何回も指摘されてきてゐるわけですが、そう、うふりなものにするのではなくて、言つてみれば国保財政にもよし、そして市民の健康のためにもいい、うふりな、健康づくりのための、こゝろ健康診断をやる必要が、いま特にあるのではないかと、うふりに思うわけなんです。

と、言ひるのは、私は、「東京の国保」といふ雑誌を毎月送つてもらつてゐるよ。この中の七月号にも、東京都の国民健康保険部の指導課が出してゐるわけだ。これは厚生省と同じようなことが書いてあるわけだけれども、国保の被保険者が、自分の健康を自分で考えることによつて「医療費が少なくなつていく。健康を自分で考えることによつて病気が少なくなつていく」ということです。そう、うにめには、やはり健康診断も必要だし、そのための被保険者の社会的教育的なものも必要なのではないかと、うに再度強調されてゐるわけだ。

そう、う点から見ても、私は、財政が厳しく、被保険者の健康診断がでないと、うには……、厳しければ厳しいほどやらなくてはいけないのではなかつたかといふふうに思ひあつたわけだけれども、こゝろ、う点、どう、うに考えられ

ているか。

いま部長が、老人保健法になると四十歳がどうの、こうのというふうにありますしにけれども、それと国保の被保険者の場合と、私は別個に考えています、と思うんです。国保財政の中でそれが必要だというふうに考えているわけなので、老人保健法が二月から実施されて、それがどういふふうになるかわかりませんけれども、市の方針としてはそういうものを持っていかねければいけないのではなにかというふうに思ひので質問しているわけなんです。いままでの福生の国保の保健施設がいいというところでしたらそれまでなんですけれども、いままでのいろいろなお話の中でも、そういうふうには考えられていない、と思うんです。ぜひこれは、こういうふうにするべきだというふうに思っています。

無理だというふうな中で再度聞いているわけですが、それでは、こういうふうには考えたことがあるかどうか。予算もこのぐらゐかかるというふうにあつて立てられて、予算上も考えてそこまでやっただけけれども、これだけ足りないから無理なんだというふうになつてくるのか、どうか、聞かせてください。

八小なんですけれども、買収がいつ終わるかというところは、いまの浅見部長の

話でわかりました。なかなか、買収ですから大変だと思ひますけれどもがんばつていただきたいと思います。

それから、どういふところからなんですか、一つには、全部買収が済まなければ、市有地をあのままの状態にしておくという、ことなんですか。あのままの状態でも買収が全部終わるまでしておくという、ことか、それと、やはりヤキも、全協という答弁が 나왔けれども、いま私、本会議で聞いてくるわけなので……。いま八小は、当面立つ見通しがないですけれども、それまではどうするのかという、ことも、いまは、さうした答弁がなかったわけなんです。ちょっとそこを注意していただきたいと思います、と思うんですけれども、一つ一つ明確に答えてください。

あの土地を八小が建つまで——いま見通しがないわけですから——、それまで、買収が済むまであのままでおいておくのか、どうか、という、ことと、それでは、八小がもし建たなければ、あの土地をどういふふう利用されようとしているのか、どうか、そこを聞かせてください。明確に答えてください、わからないので……。

○市長（田村匡雄君）

御答弁申し上げます。

○老人福祉の關係でございすけれども、先ほども申し上げましたとおり、国の法律、都の条例、そういうものを尊重してやっています、ということでございますが、都の方では、もう少しならば、それに順応していただきたい。独自でというより、これは、現在のところ考えておりません。

○福祉部長（須崎進君） 国保の被保険者に対する健康診断で答え申し上げます。

確かに財政的なものもございすけれども、ただ現在、国保の被保険者でございすしても、やはり一般市民を対象に、先ほど申し上げましたような、厚生省におきましても、そういう、以前は保健婦を配置してというより、なにとございまして、対応の意味である、はその時点では、そういうような健康診断についての対応ができたかと存じますが、やはり一般市民を対象に、より効果的な成果を上げるには、現在のままで、そういうものを充実して、国保の被保険者という、とでなく、やられた方が、非常に事業効果上がるものと考えております。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

あの八小用地につきましては、学校用地でございす。他の目的にする考えは

ございせん。

それから、それまでどうするかというにつきましては、そういう考え方でございすから、また内部で十分検討して御相談申し上げるという、とでございす。したがって、まだ教育委員会でも検討してございせんので、その検討が終わりましたら、議会に御相談申し上げたいというふうに考えております。

○十一番（原敏子君） それでは、老人福祉の問題について、いま市長が老人保健法の問題、都の有料化の問題、順応していただきたい、というふうに答弁ありましたけれども、それでは、老人保健法はもう国会で成立してしま、まして、これはもうそれなりに仕方がないという、とも言えますけれども、都に對しましては、この六十五歳から六十九歳までの老人医療費を、今度有料化にしようとする中で、やはり福生市民の命と暮らしを守る市長としましては、東京都に對して、この有料化はやめてほしい、というような要望なり意見なりを上げておられるとは思いますが、ぜひ、この点を最後一つだけ聞かせてください。そういうことをされたことが、申し入れられたことがあるのかどうか。それと、今後、そういうことをされようとするかどうか、まだ目がありますから。それを聞か